明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

10　前項の金融商品取引業者等の営業所の長は、同項の帳簿を、当該帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

第十八条の十五の四第三項第二号中「に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号」を「の前条第六項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項」に改める。

第十八条の十五の五第二号中「に記載された基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号」を「の第十八条の十五の三第六項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項」に改める。

第十八条の十五の六第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第三号中「いう」の下に「。次号において同じ」を加え、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　出国届出書を提出する者が、その出国の日の属する年分の所得税につき所得税法第六十条の二第一項第二号に掲げる場合に該当して同項の規定の適用を受ける場合には、その旨

第十八条の十五の八第一項第三号中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第六項各号」に、「第二十五条の十三第十三項」を「第二十五条の十三第十四項」に改め、同条第三項中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第六項各号」に改める。

第十八条の十五の九第二項第二号中「に記載された基準日における国内の住所及び整理番号」を「の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める事項」に改め、同号に次のように加える。

イ　法第三十七条の十四第五項第三号イに掲げる勘定設定期間に係る当該非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下この号において「非課税適用確認書等」という。）当該非課税適用確認書等に記載された基準日における国内の住所及び整理番号（当該非課税適用確認書が同条第二十四項の規定により非課税口座開設届出書に添付して提出をされたものとみなされたものである場合にあつては、これらの事項に代えて、同項の規定の適用に係る法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する際に同号に規定する未成年者口座開設届出書に添付して提出をされた同項第七号に規定する未成年者非課税適用確認書又は同項第八号に規定する未成年者口座廃止通知書に記載された整理番号。ロにおいて同じ。）

ロ　法第三十七条の十四第五項第三号ロに掲げる勘定設定期間に係る非課税適用確認書等　当該非課税適用確認書等に記載された整理番号

第十八条の十五の十第二項第一号中「個人番号」の下に「（第十七項において準用する第十八条の十五の三第十四項において準用する施行令第二十五条の十三第十三項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）」を加え、同条第四項第一号中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第七項第四号中「この号」を「この項」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　出国移管依頼書を提出する者が、その出国の日の属する年分の所得税につき所得税法第六十条の二第一項第二号に掲げる場合に該当して同項の規定の適用を受ける場合には、その旨

第十八条の十五の十第十項中「は、」の下に「未成年者口座に非課税管理勘定を設けることができる旨及び」を加え、同条第十二項第一号中「個人番号」の下に「（施行令第二十五条の十三の八第十七項において準用する施行令第二十五条の十三第十三項の規定に該当する者にあつては、氏名、生年月日及び住所）」を加え、同条第十四項中「、住所及び個人番号」を「及び住所」に改め、同条第十七項中「第十一項、第十二項、第十五項及び第二十二項から第二十五項」を「から第十項まで、第十四項から第十六項まで、第十九項及び第二十六項から第二十九項」に、「第十五項、第十八項、第二十項及び第二十四項」を「第十三項、第十五項、第十六項、第十九項、第二十一項及び第二十五項」に改め、同項の表第十八条の十五の三第八項の項中「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第六項各号」に改め、同項の次に次のように加える。

第十八条の十五の三第九項	第十四項	第十八条の十五の十第十七項において準用する第十四項

	及び第十六項	及び第十八条の十五の十第十七項において準用する第十六項
第十八条の十五の三第十四項	非課税口座開設届出書	未成年者口座開設届出書
第十八条の十五の三第十五項	第十八条の十五の三第十四項	第十八条の十五の十第十七項において準用する第十八条の十五の三第十四項

第十八条の十五の十第十七項の表第十八条の十五の三第十五項の項中「第十八条の十五の三第十五項」を「第十八条の十五の三第十九項」に、「第三十七条の十四第六項各号」に改め、同表第十八条の十五の三第二十二項の項中「第十八条の十五の三第二十六項」に、「前項第二号」を「第六項第二号イ又はロ」に改め、同表第十八条の十五の三第二十三項及び第二十四項の項中「第十八条の十五の三第二十三項及び第二十四項」を「第十八条の十五の三第二十七項及び第二十八項」に改め、同表第十八条の十五の三第二十九項の項中「第十八条の十五の三第二十五項」を「第十八条の十五の三第二十九項」に、「同条第六項」を「同条第六項各号」に改め、同表第十八条の十五の四第三項の項中

基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号	に記載された整理番号

を

の前条第六項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項	

に改め、同表第十八条の十五の五の項中

基準日及び当該基準日における国内の住所並びに整理番号	整理番号

を

の第十八条の十五の三第六項第二号イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれ同号イ又はロに定める事項	に記載された整理番号

に改め、同表第十八条の十五の八第一項の項中「の終了の日の翌日から五年を経過する日のいずれか遅い日」を削り、

から五年を経過する日	

を

又は法第三十七条の規定により当該金融商品取引業者等の営業所の長に同項に規定する非課税適用確認書が添付された同項に規定する非課税口座開設届出書の提出があつたもののとみなされた日の属する同項に規定する勘定設定期間	

に、「第三十七条の十四第六項」を「第三十七条の十四第六項各号」に、「第二十四条の十四第二十四項の規定する非課税適用確認書等に記載された整理番号」を「第十八条の十五の三第十四項の規定する非課税適用確認書等に記載された整理番号」に改める。